

近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業

# 研究成果報告書

## (一般普及版)

「すべての人々が生涯を通じて成長可能となるための雇用システム構築」

研究代表者： 玄田 有史

(東京大学 社会科学研究所 教授)

研究期間： 平成20年度～24年度

## 1. プロジェクト研究基本情報

研究領域（該当するものに○を付けてください。）	
（ ） 研究領域1 豊かな経済活力を生む社会経済制度の設計 （ ○ ） 研究領域2 生活の豊かさを生む新しい雇用システムの設計	
研究課題名	すべての人々が生涯を通じて成長可能となるための雇用システム構築
責任機関名	東京大学
研究代表者（所属部署・役職・氏名）	社会科学研究所・教授・玄田有史
研究期間	平成20年度～平成24年度
研究費	平成20年度 2,990万円
	平成21年度 2,925万円
	平成22年度 2,860万円
	平成23年度 2,730万円
	平成24年度 2,457万円

## 2. 本研究の社会的、政策的ニーズ

将来の見通しがますます立ちにくくなるなかで、これからの生活の豊かさを生むのは、どのような新しい働き方なのでしょうか。

戦後の高度成長期のなかでは、年功賃金、長期雇用、企業別組合といった日本に特徴的な雇用システムが生まれました。バブル経済崩壊後の低成長の時代には、年齢を重視するよりも働いた成果に応じて報酬が決まるような成果主義に注目が集まりました。また長期雇用のように一つの会社に勤め続ける以外に、転職を繰り返しながら、より満足度の高い働き方ができるように、転職をしやすいような労働市場の流動化が指摘されることもあります。

近未来に望ましい働き方とは、これからどんなことが起こっても、誰もが一人の人間として自らの成長を実感できるような働き方です。不況が襲ったり、働く上でトラブルに遭ってしまったり、仕事につけないことがあっても、くじけることなく状況を改善するためのチャンスが誰にも与えられるような働く仕組みが社会に求められているのです。そしてそのような社会を実現するのをサポートする政策も求められています。

このような社会や政策のニーズに応えるためには、今起こっている事実を正確に発見し、今後の方向性を見誤らないことが大事です。私たちは、事実を発見するための実証研究を積み重ねながら、すべての人々が生涯を通じて成長可能となるための雇用システムについて、5年間にわたって考えてきました。

## 3. 研究の概要

新しい働き方のキーワードは「**創造的安息**」です。英語ではcreative restといいます。それは「それぞれの置かれた現状をたえず客観的に見つめ直し、不確実な将来に対して自ら備え、体制を整える環境や時間、そして機会が確保されている状態」のことをいいます。創造的安息をひとことではいえば、それは働く上での「**レクリエーション(recreation)**」の意味を、改めて問い直すことでもあります。

働く現場では、仕事の「**棚卸し**」とか、ときには働く上での「**遊び**」が大事だと言われることがあります。日雇い派遣村が話題になったとき「社会に『溜め』がなくなっている」という表現も使われました。安息というのも、単なる休息とは違います。それはむしろ、次の跳躍につなげるために必要なステップです。いつてみれば、働く上での「**節目**」を大事にする姿勢こそ、創造的安息なのです。

こんな働く上での「**溜め**」「**棚卸し**」「**遊び**」「**節目**」を活かした働き方を、すべての人が、生涯にわたって実感できるような社会を創り上げる。それが実証研究を踏まえた上での、新しい働き方についての私たちのメッセージです。

すべての人々が生涯にわたって創造的安息を実感できるような雇用システムをつくるには、法律や制度などのさまざまな仕組みが必要になります。誰もが安心して働き続けるために、まずは持続的な雇用創出が必要です。私たちの実証研究からは、不況のなかでも強い雇用創出力のある企業がつねに一部には存在していることを見つけました。同時にその限られた企業から、社会全体のうち、大部分の雇用が創り出されていることも発見しました。だとすれば、そのような**潜在的な雇用創出力のある企業を税制優遇策などで選択的・集中的に支援**することで、近未来にも一定の雇用機会を持続的に確保することは可能なのです。

21世紀に入り、雇用者に占める非正社員の割合が大きく高まりました。どのような場合に非正社員がその後正社員になっているかを実証研究してみました。すると非正社員でも3年程度は継続的に一つの職場で働き、経験や知識を身につけることができた人ほど、正社員になりやすくなっていました。だとすれば、非正社員であっても、一定期間は継続して働ける機会が広がれば、その後に安定的かつ創造的な働き方を多くができるのです。その意味でも、従来の正社員とは違う働き方であったとしても、誰もが一定期間は継続して働くことが保障された「**准正社員**」と**でも呼ばれる働き方の普及**が、新しい雇用システムでは必要となるのです。

また長期雇用や年功賃金に変化したり、個別に成果が問われるようになると、労働者と使用者との間で個別のトラブルも増えてきました。不幸にもそんなトラブルに遭ったとしても、その後に新たにやり直し、すべての働く人が自足的な成長を実感できるようになるために必要な条件は何でしょうか。その答えを私たちは2004年からはじめた労働審判制度の研究のなかで求めてきました。個別労使紛争の解決のために設けられた労働審判制度が、従来の労働訴訟などに比べて**解決までの迅速性**などで高い評価を得ていることが、ここでの実証分析によってはじめて明らかにされました。

トラブルを未然に防止するために、日ごろからの**職場内コミュニケーション**を円滑にすることも大切です。さらには当事者の合意を前提にした**適切な金銭的解決**の必要性、加えてトラブル解決を手助けできる知識と経験を有した**専門人材の育成**が、これからはますます大事になることもわかりました。

かつての日本は先進国のなかでの失業率が抜きんで低い国であるという評価を得てきました。しかし1990年代末以降は、日本でも失業率の大幅な上昇を経験してきました。今や誰もが失業者になるかもしれない時代です。さらには職を探し続けながら失業している人以外にも、仕事につくことを諦めている無業者も急増しています。私たちの実証研究によって、20～59歳の働き盛りでありながら、仕事をせず、学校にも通わず、さらには家族以外の誰とも接触がないか、ずっと一人でいる「**孤立無業者**」が2011年時点で162万人にものぼっていることも、初めて明らかにされました。今や日本にはフリーターと同じくらいの孤立無業者が存在し、なかでも若年無業者の孤立が進んでいることに研究では警鐘を鳴らしました。

孤立無業者になったとしても、その後に働く機会を得られるようになるには、無業者を支援する人材が不可欠です。言い換えれば、適切な支援者に会うことができれば、無業者も就業者になることは可能なのです。これからは無業者本人を支援する政策とならんで、無業者を支援する活動を行っている人々や組織(NPO)などを支援していく政策(**支援者支援**)も、誰もが生涯に渡り成長を実感できる雇用社会には必要なのです。

#### 4. 研究成果及びそれがもたらす効果

研究プロジェクトの成果は、研究期間中から多くの注目をいただくことができました。

プロジェクトのなかで生まれた、潜在的な雇用創出力のある企業に税制優遇などで**選択的・集中的に支援**するというアイデアは、2010年に内閣府の税制調査会に資料として採択され、2011年から開始された**雇用促進税制**の成立に貢献しました。雇用促進税制によって、企業からは年間約20万件の雇用保険に加入資格を持つ労働者に対する雇用計画が提出されています。

また准正社員というアイデアについても、その普及に向けて厚生労働省などで制度づくりの検討が始まっています。今後は正社員と非正社員の二極化を解消し、職種や勤務地などを限定したより柔軟な働き方を可能にした新しい正社員(**限定正社員**)の増加が期待されています。

労働審判制度に関する実証研究の成果は、報告書が全国の裁判所に送付され、個別労使紛争の解決促進に向けて司法関係者に広く活用されています。研究以前には、労働紛争の和解のための金額などについて標準基準が存

在しない状況でした。それが研究による事実把握によって、適切な金額の金銭賠償などの**より納得度の高い紛争解決**の実現が可能となりました。

孤立無業についても調査が報告された2012年度以降、急速に注目を集めています。調査報告が2013年2月になされると、全国紙や地方紙、さらには海外の新聞などにも大きく取り上げられました。2013年5月には衆議院・厚生労働委員会における生活保護、生活困窮者などに関する法改正について意見が求められ、生活保護につながるおそれの大きい孤立無業の実態に関する陳述を行いました。今後は、**無業者の社会的な孤立を防ぐ**ために、支援人材の育成や家庭への訪問による個別相談機会の拡充などが検討されるべきでしょう。

また2011年3月11日に発災した**東日本大震災**に対しては、事業から得られた知見を緊急的に提言することにもプロジェクトとして注力しました。研究代表者である玄田有史が政府の東日本大震災復興構想会議検討部会に専門委員として参加したこともあり、プロジェクトによって得られた知見を踏まえつつ、**震災における雇用対策**について情報提供を行いました。それは2011年6月25日に発表された「復興への提言」にも一部反映しています。

創造的安息の実現には、実際の労働時間の正確な把握が不可欠です。ところが2012年までは毎月および年間を通じた就業者の労働時間に関する統計が十分に整備されていない状況でした。そこで2012年1月からは総務省統計局「労働力調査」では毎月および月末一週間の労働日数の調査が開始され、**月間および年間の労働時間を正確に把握**出来るようになりました。その調査項目の新設に際しては、研究プロジェクトのメンバーが統計局の研究会に参加し、プロジェクトから得た知見を提供し、調査の実施に協力しました。

今後は、ここで明らかになった実証研究の成果が広く活用され、「創造的安息」もしくは新しい意味での「レクリエーション」を伴う雇用システムが普及することを研究プロジェクトとして期待しているところです。